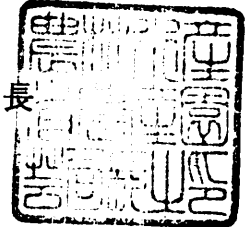


10農産第8077号
平成10年11月12日

横浜植物防疫所長 殿

農産園芸局長



植物検疫関係通達の一部改正について

下記の通達の一部について、それぞれ別紙新旧対照表のとおり改正することとし、本年11月16日（現地時間）をもって施行することとしたので、お知らせする。

については、本件の取扱いについて了知の上、遺憾のないように取り図られたい。

記

一部改正される通達

- (1) 「ハワイ諸島産ソロ種パイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」
(昭和47年5月27日付け47農政第2552号農政局長通達)
- (2) 「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則」
(平成10年2月5日付け10農産第857号農産園芸局長通達)

「ハワイ諸島産ソロ種パイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」(昭和47年5月27日付け47農政第2552号農政局長通達)

一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>5 検査及び消毒の確認</p> <p>告示5の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 輸出検査の確認</p> <p>ア 生果実のこん数の<u>1</u>パーセント以上について行い、検疫有害動植物のないことを確認すること。</p>	<p>5 検査及び消毒の確認</p> <p>告示5の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 輸出検査の確認</p> <p>ア 生果実のこん数の<u>3</u>パーセント以上について行い、検疫有害動植物のないことを確認すること。</p>
<p>6 航空携行手荷物の保管状況の確認</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)の確認は、<u>4</u>か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。</p>	<p>6 航空携行手荷物の保管状況の確認</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)の確認は、<u>2</u>か月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。</p>

「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成10年2月5日付け10農産第857号農産園芸局長通達）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1 指定生産地域，検疫監視地域及び指定栽培施設 (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は，それぞれ次の地域とする。 ア 指定生産地域 (ア) ウエストランド(Westland)地域 (イ) デ・クリング(De Kring)地域 <u>(ウ) アーレ・リクステル(Aarle Rixtel)地域</u> <u>(エ) デ・ピール(De Peel)地域</u> <u>(オ) エルスハウト(Elshout)地域</u> <u>(カ) マーデ(Made)地域</u> <u>(キ) ベグヘル(Veghel)地域</u> <u>(ク) ボーネ(Voorne)地域</u></p>	<p>1 指定生産地域，検疫監視地域及び指定栽培施設 (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は，それぞれ次の地域とする。 ア 指定生産地域 (ア) ウエストランド地域 (イ) デ・クリング地域</p>
<p>2 検疫監視地域，指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査 (1) <u>トラップ調査</u> 告示2の(1)のトラップ調査は，次により実施するものとする。 ア～ウ [略] エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は，次のとおりとすること。 <u>(ア) ウエストランド(Westland)地域</u> <u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計</u> <u>100トラップ以上</u></p>	<p>2 検疫監視地域，指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査 (1) <u>トラップ調査</u> 告示2の(1)のトラップ調査は，次により実施するものとする。 ア～ウ [略] エ 指定生産地域及び指定栽培施設内におけるトラップの設置数は，次のとおりとすること。 <u>(ア) 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計</u> <u>100トラップ以上</u></p>

改正後	現行
<p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計 100トラップ以上，指定栽培施設数が100未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p> <p><u>(イ) デ・クリング (De Kring) 地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 100トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計 100トラップ以上，指定栽培施設数が100未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p> <p><u>(ウ) アーレ・リクステル (Aarle Rixtel) 地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 3トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計3トラップ以上，指定栽培施設数が3未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p> <p><u>(エ) デ・ピール (De Peel) 地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計 150トラップ以上</u></p>	<p><u>(イ) 11～4月：指定栽培施設数が100以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計 100トラップ以上，指定栽培施設数が100未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>

改正後	現行
<p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が150以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計150トラップ以上，指定栽培施設数が150未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p> <p><u>(オ) エルスハウト(Elshout)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計6トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が6以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計6トラップ以上，指定栽培施設数が6未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p> <p><u>(カ) マーデ(Made)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計5トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が5以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計5トラップ以上，指定栽培施設数が5未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p> <p><u>(キ) ベグヘル(Veghel)地域</u></p> <p><u>a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計3トラップ以上</u></p> <p><u>b 11～4月：指定栽培施設数が3以上の場合にあつては指定栽培施設内において合計3トラップ以上，指定栽培施設数が3未満の場合にあつては全ての指定栽培施設毎に1トラップ以上</u></p>	

改 正 後

現 行

(ク) ボーネ (Yoorne) 地域

a 5～10月：指定生産地域及び指定栽培施設内において合計
20トラップ以上

b 11～4月：指定栽培施設数が20以上の場合にあつては指定
栽培施設内において合計20トラップ以上、指定
栽培施設数が20未満の場合にあつては全ての指
定栽培施設毎に1トラップ以上

6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包
又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認でき
る大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示



又は



6 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包
又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認でき
る大きさで行われるものとする。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

